申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>市指定保存樹木等に係る行為の制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市みどりのまちづくり条例第１１条第１項第３号
　何人も、市指定保存樹木等の健全な育成に努め、市指定保存樹木等を損傷し、又は現状変更その他その保存に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
⑴　通常の管理行為等で規則で定める行為
⑵　非常災害のために必要な応急措置として行う行為
⑶　市長の許可を得て行う行為
２　市長は、前項第３号の許可について、必要な条件を付けることができる。
３　第１項第２号又は第３号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>まちづくり未来部みどりと公園課みどりの係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（現在までに申請事例がなく、具体的基準の設定が困難であるため）</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>総日数　２０日</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>